

住宅ローン債務残高が0<ゼロ>円になります

- ① 死亡
- ② 高度障害状態
- ③ がん
- ④ 病気・ケガによる16の状態
- ⑤ 急性心筋梗塞
- ⑥ 脳卒中
- ⑦ 要介護状態

リスク 1

死亡

お亡くなりになったとき

リスク 2

所定の高度障害状態^(※1)

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

交通事故により
片方の手首を切断かつ
片方の足首を切断してしまったとき

交通事故重傷者数

4万1,658人

警察庁交通局/「平成26年中の交通事故の発生状況」

(※1) 責任開始日以後の疾病または傷害を原因として、所定の状態に該当された場合に対象となります。
 (※2) 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態に該当された場合に対象となります。
 この資料は2015年11月時点の特定状態保障特約付団体信用生命保険に関するお支払事由の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。
 生命保険のお申込みにあたっては所定の「団体信用生命保険重要事項に関するご説明(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みいただき、詳細をご確認ください。

↓

普通の団信

金利上乘せなし

リスク 3 4 5

所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中 3大疾病による所定の状態

- ① **所定のがん**
「所定のがん」にかかり、医師により診断確定されたとき
ただし以下の場合は対象となりません。
 ●責任開始日前に悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されていた場合
 ●責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合
 ●上皮内がんの場合、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんの場合
- ② **急性心筋梗塞**
急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかの状態に該当したとき
 ●初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
 ●治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
 ただし、責任開始日前の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し所定の状態になられた場合は対象となりません。
- ③ **脳卒中**
脳卒中を発病し、次のいずれかの状態に該当したとき
 ●初診日からその日を含めて60日以上、まひや歩行障害、言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
 ●治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
 ただし、責任開始日前の疾病を原因として脳卒中を発病し所定の状態になられた場合は対象となりません。

胃の痛みが気になり、病院で検査したところ、
所定の胃がんと診断確定されたとき

がん^{*1}・急性心筋梗塞・
脳卒中^{*2}の総患者数

約267万人

(※1) 上皮内がんは含みません。(※2) 「くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞」の合計
厚生労働省/「平成23年 患者調査」

↓

三大疾病

男性：金利+0.25%
女性：金利+0.15%

リスク 6

病気・ケガによる16の状態

病気・ケガを問わず所定の身体障害状態^(※1)

- ① 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの
- ② 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
- ③ 心臓に人工弁を置換したもの
- ④ 肝臓の機能に著しい障害を永久に残したもまたは肝移植を受けたもの
- ⑤ 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの
- ⑥ ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの
- ⑦ 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
- ⑧ 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ⑨ ●1上肢を手関節以上で失ったもの
●1上肢の用を全く永久に失ったもの
●1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑩ ●1下肢を足関節以上で失ったもの
●1下肢の用を全く永久に失ったもの
●1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

不慮の事故による傷害を直接の原因とした所定の身体障害状態^(※2)

- ⑪ 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ⑫ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- ⑬ 1手の5手指を失ったもの
- ⑭ 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- ⑮ 10手指の用を全く永久に失ったもの
- ⑯ 10足指を失ったもの

16の状態が保障されるのです。

●腎臓病にかかってしまい人工透析を今後永久的に受けることになったとき
●不整脈と診断され、恒久的心臓ペースメーカーを埋め込むことになったとき

透析療法を実施している
20歳以上64歳以下の患者数

約12万人

一般社団法人 日本透析医学会/「図説 わが国の慢性透析療法の現況(2013年12月31日現在)」

不整脈治療でのペースメーカー
新規埋め込み件数

3万6,804件

一般社団法人 日本循環器学会/「循環器疾患診療実績調査2013年報告書」をもとに作成

リスク 7

病気・ケガを問わず 所定の要介護状態^(※1)

- ① 公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し、要介護認定において要介護2以上との認定を受けたもの
- ② 次の(ア)または(イ)のいずれかの状態に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したもの
 (ア) 寝返りまたは歩行について所定の介護を要する状態、かつ、入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の4項目のうち2項目以上について所定の介護を要する状態
 (イ) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、所定の問題行動が5項目以上みられる状態、かつ、入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の4項目のうち2項目以上について所定の介護を要する状態

たとえば 脳卒中や交通事故により、後遺症が残ってしまった場合で…

5メートル以上歩くには杖が必要★
+ かつ

入浴の際、浴槽の出入りに手を貸してもらわなくてはならない★
+ かつ

用を足す際、便器の周りなどを汚してしまう★

★このような状態が180日間継続した場合

スポーツ中に、せきついで損傷して、
介護が必要な状態になったとき
(所定の要介護状態が180日間継続した場合)

公的介護保険の
要介護2~5の認定者数

約310万人

厚生労働省/「平成25年度 介護保険事業状況報告(年報)」

↓

7大リスク

金利+0.3%